

職員採用試験における行政情報の 取り扱いに関する調査特別委員会

【調査概要のご報告】

1 特別委員会設置の経緯

- 報道機関の職員が令和2年4月以降に採用された職員宅等を訪れ、不正採用に関する取材が行われたという事例が確認された。
- 令和4年12月定例会の一般質問において、「マスコミや捜査関係に情報提供したのではないか」との質問に対し、工藤市長は、「マスコミに対しては提供していない」と事実を否定。捜査機関に対する情報提供については、事実の有無について触れることなく、「捜査に対して協力すべき時は手続を踏んで提出する」と意図的に事実関係の明言を避けた。
- 令和4年12月23日に議会として事実関係を調査すべきと判断し、地方自治法第100条第1項及び第10項、及び第98条第1項の権限を委任する調査特別委員会設置を提案するに至った。

2 調査事項

令和元年度、2年度、3年度の職員採用
試験における行政情報の取り扱いに関する
こと

3 定数・委員の氏名

➤ 定数 10名

| | | | | | |
|------|---|---|-----|---|--------------------|
| 委員長 | 小 | 堤 | 千 | 寿 | |
| 副委員長 | 矢 | 野 | 潤 | 一 | |
| 委員 | 徳 | 永 | 克 | 子 | |
| 委員 | 二 | 保 | 茂 | 則 | (R5.3.28～) |
| 委員 | 田 | 中 | 建 | 一 | |
| 委員 | 澤 | 田 | 保 | 夫 | |
| 委員 | 大 | 池 | 啓 | 勝 | |
| 委員 | 井 | 上 | 倫太郎 | | |
| 委員 | 瓦 | 川 | 由美 | | (R4.12.23～R5.3.20) |
| 委員 | 西 | 田 | 憲司 | | |
| 委員 | 小 | 見 | 祐治 | | |

4 委員会の開催状況

現在まで15回開催

うち証人喚問6回（延べ19人）

令和4年12月23日（第1回委員会）～
令和5年5月15日（第15回委員会）

5 調査結果 ～ 経緯について ① ～

令和4年春頃

- 工藤市長の証言によると、警察から工藤市長に対して「職員採用試験について犯罪性があるため、捜査協力して欲しい」と依頼があり、市長は捜査に協力すると回答した。
- 警察と工藤市長は、電話や事務所で直接会って何度かやり取りをした。その際に市長は警察に対して情報提供をしている。市長はホームページ等で公表されているものしか提供していないと証言しているが、**個人情報を含む職員採用試験の情報も提供した疑い**がある。

5 調査結果 ～ 経緯について ② ～

令和4年10月9日

- 職員係長宅に警察官が訪れ、捜査協力依頼を受けたため、警察署に任意同行し、事情聴取を受けた。
- 事情聴取の中で、警察から市長の許可を得ているとの発言があり、また、外部に漏れるはずのない、令和元年度の得点表を警察が所有していたため、職員係長は市が全面的に協力していると判断し、警察から請求された令和2年度及び令和3年度の評定表等を提出した。

5 調査結果 ～ 経緯について ③ ～

令和4年10月9日

- 採用担当職員に警察から情報提供依頼の連絡があり、警察官が来庁。
- 総務課長、総務係長及び担当職員で対応し、刑事訴訟法に基づく照会であっても、個人情報のため、書類による正規の手続きを踏む必要があり情報提供できないと断ったため、警察官と口論となった。

5 調査結果 ～ 経緯について ④ ～

令和4年10月9日

- 口論の途中、工藤市長が来庁。
- 市長は記憶にないと証言しているが、複数の職員の証言によると、**市長に対しても同様に書類による正規の手続きを踏む必要がある旨、再三職員は説明したが、聞き入れてもらえなかったため、職員には一切の責任が及ばないことを約束したうえで、市長の独断で警察に対して要配慮個人情報も含む資料を提供した。**

5 調査結果 ～ 経緯について ⑤ ～

令和5年1月5日

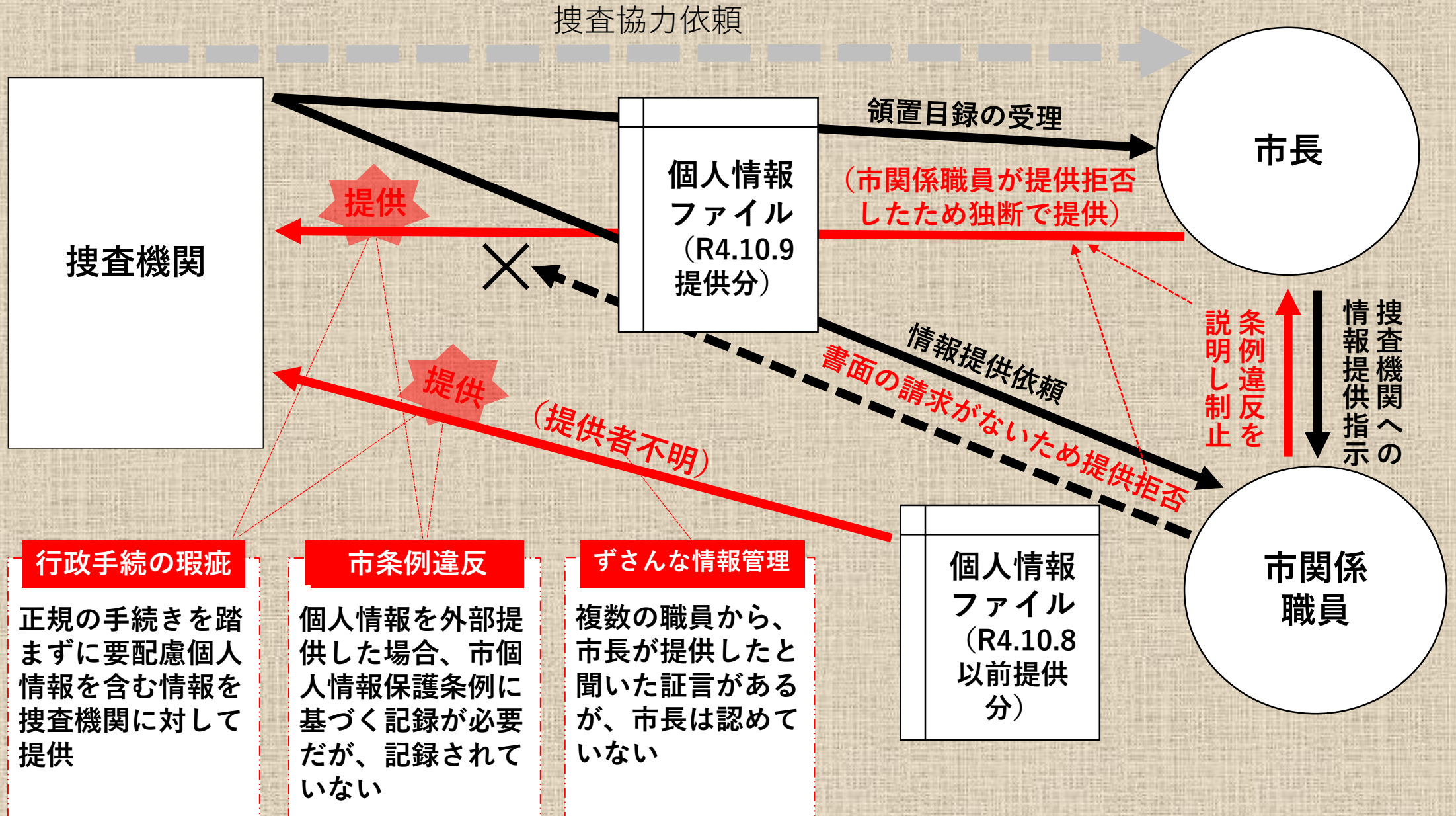
- 本委員会の証人出頭要請書提出に伴い、市長は関係者である総務部長、総務課長、総務係長、職員係長を呼び、秘書係長も同席させて情報共有を図った。
- その際、複数の職員より、市長から「令和4年10月9日以前に、令和元年度から3年度までの得点表を含む**ファイル式を、市長就任直後の4月から5月頃に警察に提供した**」との報告を受けた旨の証言があった。（市長はファイル式の提供を否認）

5 調査結果 ～ 経緯について ⑥ ～

令和5年1月5日

- また、本委員会での証人尋問について、「捜査に影響が出る恐れがあることから一切証言をしないこと」、また、「想定尋問と、その回答を作成すること」を市長から指示されたが、職員が断ったところ、「指示に従わない場合は職務命令違反として処分も検討する」、と**圧力や脅迫ともとれる発言があった**との証言があった。

5 調査結果 ～ 相関図 ～



5 調査結果 ～ 証人喚問での主な証言等（相違点）について～

① 令和4年10月9日 職員と市長のやり取りについて

| 関係職員 | 市長 |
|---|--------------------------------------|
| 書類による正規の手続がないため提供できないことを市長に説明したが、市長判断により提供した。 | 職員の制止については、記憶していない。職員から言われたと認識していない。 |

② 令和5年1月5日 市長が職員に話した内容について

| 関係職員 | 市長 |
|----------------------------------|--|
| 10月9日より前に市長が「関係ファイル一式を提供した」と言った。 | ファイルを渡したとは言っていない。10月9日より前に渡したのは、公になっている情報のみと言った。 |

6 告発について ～本委員会での決定事項～

令和5年5月15日（第15回委員会）において、下記内容について、取りまとめ・採決を行った。

① 記録の提出拒否

| 告発内容 | 根拠法令 | 被告発人 | 委員会採決状況 |
|-------------------------|---------------|--------|-------------------|
| 市が警察に提供した資料一覧に関する記録提出拒否 | 地方自治法第100条第3項 | 工藤政宏市長 | 賛成多数 (賛成6・反対2) |

② 虚偽の証言

| 告発内容 | 根拠法令 | 被告発人 | 委員会採決状況 |
|---------------------------------|---------------|--------|-------------------|
| 令和5年1月5日の工藤市長と職員との会話内容に関する虚偽の証言 | 地方自治法第100条第7項 | 工藤政宏市長 | 賛成多数 (賛成6・反対2) |